

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第84号

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「高齢者ふれあいサロン」を「サロン」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「条例第3条第1項」を「同条各号列記以外の部分」に改め、「以下」の右に「第11条までにおいて」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「第6条第4号」を「第6条第2号」に、「京都市市民活動センタースモールオフィス使用許可申請書」を「京都市市民活動総合センタースモールオフィス使用許可申請書」に、「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「京都市市民活動センターロッカー・メールボックス使用許可申請書」を「京都市市民活動総合センターロッカー・メールボックス使用許可申請書」に、「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同号を同条第3号とする。

第8条中「別表第3」を「別表第3 1」に、「別表第1」を「別表第1 1」に改める。

第9条中「別表第2」を「別表第2 1」に改める。

第12条を第17条とし、第11条の次に次の5条を加える。

(利用許可の申請)

第12条 条例第17条の規定により利用の許可を受けようとするものは、同条各号列記以外の部分に規定する指定管理者（以下第16条までにおいて「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(受付期間)

第13条 前条の規定による申請は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、スモールオフィスの利用の許可の申請の受付期間は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、事業者が前条の規定による申請をする場合は、利用日の

属する月の1箇月前の月の初日から受け付けるものとする。

(利用の許可)

第14条 指定管理者は、第12条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(付属設備の利用料金の上限額)

第15条 条例別表第3 2に掲げる付属設備の利用料金の上限額は、別表第1 2のとおりとする。

(準用)

第16条 第9条から第11条までの規定は、いきいきセンターの利用について準用する。この場合において、第9条中「第10条ただし書」とあるのは「第21条において準用する条例第10条ただし書」と、「別表第2 1」とあるのは「別表第2 2」と、第10条中「第11条」とあるのは「第21条において準用する条例第11条」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「第12条第1項」とあるのは「第21条において準用する条例第12条第1項」と読み替えるものとする。

別表第1中「第8条関係」を「第8条及び第15条関係」に改め、同表備考以外の部分

「

市民活動センター	ロッカー	大	型
		中	型
		小	型
総合センター	マイクロホン		
	無線マイクロホン装置		
	音響設備		
	マルチメディアプロジェクター	大会議室用	会議室（大会議室及び第3会議室を除く。）用

を

」

「

	大	型
--	---	---

ロッカー	中	型
	小	型
マイクホン		
無線マイクホン装置		
音響設備		
マルチメディアプロジェクター	大会議室用	
	会議室(大会議室及び第3会議室を除く。)用	

に改め、同表備考1中「条例別表第3に掲げる

使用時間」を「午前、午後及び夜間」に改め、別表第1を同表1 総合センターとし、同表に次のように加える。

2 いきいきセンター

区 分		単 位	利 用 料 金
ロッカー	大 型	1個につき1月	円 830
	中 型		520
	小 型		200
マイクホン		1本につき1回	1,250
無線マイクホン装置		1チャンネルにつき1回	3,140
音 響 設 備		一式につき1回	730

備考 ロッカーの利用料金の上限額は、利用期間の初日の属する月から利用期間の末日の属する月までの月数により計算する。

別表第2中「第9条関係」を「第9条及び第16条関係」に改め、別表第2を同表1 総合センターとし、同表に次のように加える。

2 いきいきセンター

区 分	還 付 す る 場 合	還 付 金 額
ス モ ー ル オ フ ィ ス	管理上の都合により利用の許可を取り消した場合	利用しなかった期間に係る 利用料金の全額
	災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合	
	申出により利用を取りやめた場合	
ロ ッ カ ー	管理上の都合により利用の許可を取り消した場合	利用しなかった月に係る利 用料金の全額
	災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合	
	申出により利用を取りやめた場合	
その他の施 設及び付属 設備（ロッ カーを除く 。）	管理上の都合により利用の許可を取り消した場合	全 額
	災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合	2 分 の 1 に 相 当 す る 額
	利用日の1箇月前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合	

第1号様式を削る。

第2号様式注以外の部分中「京都市市民活動センタースモールオフィス使用許可申請書」を「京都市市民活動総合センタースモールオフィス使用許可申請書」に、「あて先」を「宛先」に、

「

京都市市民活動センター条例第6条の規定により使用の許可を申請します。	
市民活動センター の名称	<input type="checkbox"/> 京都市市民活動総合センター <input type="checkbox"/> 京都市 いきいき市民活動センター

を

」

「

京都市市民活動センター条例第6条の規定により使用の許可を申請します。

に改

」

め、同様式を第1号様式とする。

「

第3号様式注以外の部分中 京都市市民活動センター ロッカー 使用許可申
メールボックス

「

請書 を 京都市市民活動総合センター ロッカー 使用許可申請書 に、「あ
メールボックス

」

」

て先」を「宛先」に、

「

京都市市民活動センター条例第6条の規定により使用の許可を申請します。		を
市民活動センター の名称	<input type="checkbox"/> 京都市市民活動総合センター <input type="checkbox"/> 京都市 いきいき市民活動センター	

」

「

京都市市民活動センター条例第6条の規定により使用の許可を申請します。

に改

」

め、同様式を第2号様式とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)